



戦争は  
なぜなくならない  
か

小林 道憲

戦争はなぜなくならないか

小林 道憲

## 国家と国家は相互に依存する

現代の国際社会は、政治・経済・文化などの密接な交りによって、各国が相互に結びつき、依存し合う関係にある。従って、ここでは、すでに外交や通商や文化交流を通して一種の慣習ができあがり、それがルール化され、普遍的な法にまで成長している。今日の相互依存度の高い国際関係は、現に高度な法社会をつくりあげていると言えるであろう。事実、国際間の商取引においても、契約の遵守義務などが国際法によって義務づけられており、国際間には、つとに法によって裏打ちされた倫理が存在している。とすれば、このような国際社会の生成からさらに進んで、世界全体が、ひとつの大きな共同体として、普遍的な世界国家を形成するという可能性も十分予想される。

少なくとも、一国家の独立は、その国家の力だけでは維持されず、国際社会によってその独立が承認されなければ十分ではない。国家は、国家との関係の中で国家たりうる。それゆえ、ひとつの国家も、国際社会との協調なくしては生存することができない。国家たりとも、相互依存によって成り立つ国際的な共同社会の一員として、はじめて国家でありうる。

しかし、国家が、そのように国際社会の一員として、例えば条約を守り、諸外国との協調を指すとしても、それは、決して普遍的な遵法精神によってそうしているのではなく、むしろ自己の利益に合致するからである。つまり、なお国家の原理はどこまでも国家の利益にあるのであって、そこから功利的に判断して、有利と考えられた場合に、国際協調路線がとられ、国際的法秩序も守られる。だから、もしも協調をはかることが不利であると判断された場合には、国家は、国際協調路線をすてしまうこともある。国家は、最終的には最大のエゴイストであって、多くの自己矛盾をかかえている存在なのである。かくて、この面からみれば、国際社会はいつでも混乱と不和に落ち込むことがあるということになる。

## 国家と国家はまた独立を求めて対立する

なるほど、一国家にとつて、他の国家と共存し協調することは、その国家の存立にとって重要な要件である。しかし、この共存が成り立つためには、何よりもまず、最初に、国家はその独立を保っていなければならない。国家が自主独立しているということは、国家が国家として存続するための必須の条件である。

しかも、国家が独立国家であるためには、様々の方面での実力というものを必要とする。何よりも、その国は、他国の侵入を防ぐための武力、つまり軍隊をそれ相応にもっていないなければならないし、内部の統制を保つための武力、つまり警察力も備えていなければならない。さらに、それらの力を正当化しうる独自の法体系や司法制度も備えて、国民をそれに服従させていなければならない。その他にも、もちろん、自己自身の裁量によって行政を行ない、外交を行ない、経済を運営し、国内体制を整備する力ももっていないなければならない。このような力があつてはじめて、国家は一個の主権をもった独立国家として、国際的にも諸外国から認められるであろう。対内主権の確立こそ、対外主権の確立につながるからである。

民族の独立のために人々が戦うのは、そのためであろう。自国を支配している外国勢力を排除し、国内統治の体制を確立し、主権を回復してのみ、国際的にも独立国家として承認されるから、人々は、これを勝ち取るために、多くの犠牲を払おうとする。外国の侵入や外国の支配に対して全くの無抵抗では、国家としては資格を欠いていると言ふべきであろう。この点では、国家は、一種の排他性をもっていなければならないことになる。ヘーゲルが、『法の哲学』三二二節で、

「独立こそ一国民の第一の自由であり、最高の名誉である」と語っているのは、そのような意味においてである。

国家の主権は、国民の共通意志によって成り立っている。そして、この共通意志は、共同してどこまでも生きのびていこうとする意志でもある。誰も、自分の属する国家が減びることを望みはしない。だから、国家は、対外的には、他の国家に対して自らの主権の独立自尊を主張し、これを守ろうとする。国家は、個人同様、生きんとする意志をもっており、自己保存の意志をもっている。国家は、どのようなことがあつても、自国の利益を無視してまで、他国のために自己を犠牲にするということはできないし、また現実ありえない。国家は、単純な道徳論や高邁な平和主義を守つて、その結果減びるというわけにはいかない。

国家には、国民の福祉をはかるという義務がある。しかも、国家は、対外的にも、国民の幸福を守らねばならない。かくて、国家の利益つまり国益を守ることが、国家を支配する最高の法則となる。こうして、国家と国家の関係、つまり国際関係は、それぞれ国益を最高法則とする国家が相互に相対している関係となる。国家間で結ばれる条約も、この国益の一致、不一致によって、結ばれたり、廃棄されたりする。国家間の約束も、国

家間の利害が原理となっているのである。そのため、国家と国家の関係は、現実には、利益と利益が鋭る熾烈な社会となる。そして、この利害が一致しないときには、当然、ひとつの国家の利益と他の国家の利益とが衝突を起こすということも、十分ありうる。むしろ、現実の国際社会はこの衝突の連続でもある。

もちろん、この利益の衝突は、相互の利害の調整によつて解決されねばならないし、また、理想的には、そういう調整の場をひとつの制度によつて保証するより高次の国家、つまり世界国家を必要とするであろう。しかし、そのような世界国家はまだ実現されていない。また、たどってきたとしても、そのような世界国家をつくるために、例えば、ひとつの強力な国家が諸国家の統一に乗り出したとすれば、それ自身の中にその強国のエゴイズムが入り込んできて、必ずそれに反撥する国家が出てくる。かくて、やはりなお国家と国家の排斥関係は持続することになる。

さらに、国家には、単なる自己保存の意志ばかりでなく、自己の権力を他に誇示し、他を自己の勢力圏に入りたいと思う強力な権力欲がある。これは、善悪の判断は別に、して、事実として過去においてもあつたし、現在においてもある。これは、ほとんど運命的に国家に備わっている本能だとも言えよう。ならば、この強力な国家の権力に服従しようとしていない国家も当然出てくるのだから、国家と国家の権力闘争はやむことがないことになる。

こうして、諸国家がどこまでも独立を求め、利益を追求して、自己保存のために自らの権益を主張し合うかぎり、国家間の紛争はなくなることはない。そして、しかも、この紛争が他のいかなる手段によつても解決されない場合には、武力による解決、つまり戦争に訴える以外になくなるであろう。国家間にこの武力闘争を抑止する高次の力がないかぎり、戦争は避けられない。たとえそのような高次の力があつたとしても、それがいたつて弱体であれば、この場合も、やはり戦争は避けることができないであろう。

なるほど、現代の国際社会は、緊密な相互依存によつて成り立っている。しかし、だからこそ、かえつてまた、摩擦や不和や紛争の種も生じるとも言える。もしも、国家と国家が全くの無交渉で、何の関係ももつていなかったなら、いかなる紛争も生じないであろう。人間が欲望の塊であつて、エゴイズムを捨てることができない以上、国家もそのエゴイズムを捨てることはできない。そして、そのエゴイズムを抑制する強力な力がないかぎり、紛争の原因はなくなるしないし、戦争そのものもなくなるはしない。現に、人間の歴史は絶えざる戦争の繰り返しであつた。確かに、戦争の悪を主張する声は絶えずあつたが、しかし、それらも、この歴史の厳粛な繰り返しの前では沈黙せざるをえなかつた。

国家は、その自己保存のために、ほとんど手段を選ばずに互に国家利益の追求を行っている。その表面の美辞麗句の虚飾を剥がしてみるなら、国家と国家の間は、互が自己の生存のために、互に欺き合いながら生きのびていこうとする苛酷な社会でもある。

それは、ちょうど、ホッブズが人間の自然状態において描いた個人と個人の関係に似ている。ホッブズは、『リヴァイヤサン』の第十三章の中で、次のように考えている。

人間は、自惚れの強い存在であって、自分と同じ程度に賢明な人間が大勢いることを信じようとしないから、互に平等を主張してやむことがない。その平等の主張からひとつのものの取り合いが生じ、人々は互に敵対し、互に相手を屈伏させようとする。こうして、互が不信に陥る。そして、このような相互不信から、暴力による戦争が起こる。すなわち、法と権力のない状態、つまり自然状態においては、人間は各人の各人に対する戦争状態にあることになる。しかも、この戦争状態は、単なる戦闘行為のみを意味するだけではない。戦争によって争おうとする意志が十分に示されていさえすれば、その間は戦争なのである。悪天候とは、一度や二度のわか雨ではなく、雨の降りそうな日が何日も続くことであるように、戦争の本質は実際の戦闘行為にあるのではない。その反対へ向かおうとする保証の全くみられない間の戦闘への明らかな志向が、すなわち戦争である。

ホッブズは、法と権力のない状態、つまり自然状態における人間の戦争状態について、このように考えているけれども、これと同じことは、今日の国家と国家の関係においても言えるであろう。実際、今日においても、国家間では、平時つまり戦闘の行われていない状況でも、絶えず生存競争が行われている。平和は必ずしも戦争の対概念ではない。ただ、武力衝突がない状態を平和と言っているにすぎない。

確かに、第二次大戦以後の世界情勢をみても、少なくとも世界戦争がなかったという点では、一見それは平和であったかのように思われるかもしれない。しかし、よく言われてきたように、現実には、アメリカと旧ソ連を中心として冷たい戦争が続いていたのである。その意味では、世界は、依然として戦争状態を継続していたと言わなければならない。だからこそ、それは、現に、朝鮮戦争やベトナム戦争や中東戦争やハンガリー動乱やチェコ事件、その他多くの小規模な紛争や内乱など、熱い戦争、つまり武力闘争となつて現われたのである。冷戦終結後も、戦争は絶えることはなかった。

国家相互の関係においては、博愛主義の介入する余地は少なく、むしろ不法や暴力がしばしば横行する。従って、ここでは、クラウゼヴィッツが、その『戦争論』第一篇第一章で洞察しているように、「我が方が敵を完全に打倒しないかぎり、敵が我が方を完全に打倒

するのだから、互いが他を凌ごうとして、力を無限に貯め込もうとする」という現象が起きる。かくて、国家間には、いつでも戦争の起きうる可能性があることになる。このような状態においては、国家は、いつでもその独立を侵害される危険性を内包していると言わねばならない。とすれば、ここでは、国家は、絶えず狐のような狡猾さをもって、自らサバイバルしていこうと戦略を練る以外にないであろう。このような厳しい状態の中で、もしも国家主権を守ろうとする意欲の薄い国民がいたとすれば、その国民は、たやすく他国の軔つなのもとにおかれることになるであろう。

このような国家と国家の自然状態においては、暴力は、一つの重要な価値をもっている。ホッブズの言うように、戦争状態においては何ごとも不正というものはない。共通の権力のないところに法はなく、法のないところに正邪とか正義・不正義の観念は生じてこない。確かに、このような国家の生き方においては、ホッブズが自然状態における個人の生活について表現したように、絶えざる恐怖と暴力による死の危険があり、人間の生活は、孤独で貧しく、きたならしく、残忍で、しかも短い。しかし、そのような疑心暗鬼の苛烈な国際社会をどうにかして生きのびていく以外に、国家の生きる道はない。

このような国家間の自然状態においては、継続する戦争状態を抑制する強力な制度がないかぎり、戦争は、紛争解決の最終的手段としてなお価値をもっている。

ヘーゲルも、『法の哲学』三三三節において、

「国家間には法務官は存在せず、たかだか仲裁者や調停者がいるだけであり、これらの者といえどもただ偶然的に、すなわち特殊的意思のままに存在するだけであると述べている。

確かに、国家間には多くの条約が締結され、緊密な関係が結ばれているが、しかし、それゆえにこそ、逆に相互侵害も起き、しかも、その正・不正の判断は、第三者ではなく、各国自身の判断に委ねられている。従って、戦争、つまり力による解決は、なお国家間の利害調整の最終的方法として、意味をもつと言わねばならない。

だからこそ、文明社会においては、逆にこの戦争をひとつのルールの上ののせて、国際紛争解決のためのシステムのひとつとして設定しているのである。戦時国際法が存在しているのは、そのためである。戦争は、主権国家同志の間のひとつのルールの上での闘争である。なるほど、不戦条約以後、戦争は、国際紛争を解決する手段として禁止された。しかし、国際間に紛争解決の別の強力な手段がまだ見出されえず、戦争を食い止める強力な権力が存在しない以上、戦争をむしろひとつのシステムとして確立した方が、かえって現

実的だということになる。

その意味では、オルテガが、戦争を文明の制度として捉えたのは正しい。見方を変えれば、戦争は、逆に、互の国家が相手国を主権国家として承認し合ってこそ可能なのである。なぜなら、この相互承認の上にこそ、ひとつのルールはできるからである。オルテガは、歴史を地上における権力配分の変更と考え、この権力の変更を十分規制できる正義の原理が存在しないかぎり、すべての平和主義は片思いであるとさえ考えている。そして、現状維持はむしろ悪害だと考え、当時の国際連盟には懐疑的であった。

国家と国家で闘争は避けられない。確かに、だからこそ、ホッブズが個人間の戦争状態に対して要請したように、国家と国家の間にもルールが要請されるとも言える。しかし、このルールは、どのような手段によつてつくろうとも弱いから、国家と国家の戦争状態はやむことがない。この戦争状態を克服するには、おそらく強大な力と法が必要であろう。しかし、今日、世界は、この力と法の確立の未成熟状態なのである。だからこそ、国益と国益は、対立闘争を繰り返しているのである。

#### 歴史は国家を裁く

このような国家と国家の戦争状態においては、ひとつの強力な国家が、他の国家を併合しながら、膨張に膨張を繰り返して、巨大な世界国家をつくることがある。世界史上においても、アレキサンダー帝国やローマ帝国、漢や唐、アラビア帝国やモンゴル帝国など、そのような例は数多く存在する。それらの国家は、どれも急激に拡大進出し、強力な指導者のもとに、その権力意志を十二分に発現した。私達は、これらを歴史上の事実として認識するだけで、必ずしも悪だとは言っていない。強力な国家が自己膨張を行うのは、ほとんど運命的なものなのかもしれない。このような膨張は、それ自身としては善悪の彼岸にある。国家と国家の間に、強力な権力によつて保証された法があるのなら、このような力による不法な膨張は悪である。しかし、そのような権力が確立されていない以上、少なくとも理論上は、善悪の判断はできない。もしも一切の膨張が悪だとするなら、人類は、つまるところ、小さな部族国家にとどまっていなければならないであろう。

国家というものは、一定の状態にとどまるものではなく、常に生成発展していくものである。国家は、部族国家から領城国家へ、領城国家から広域国家へ、さらに近代の国民国家へと、やむことなく生成発展してきた。そして、その生成発展の途上において、絶えず戦争による諸国家の併合が繰り返されてきた。また、例えば中国大陸のように、各地域を



統合してひとつの国家を形成するには、地域の権力を抑圧し、ひとつの強力な権力を確立して、これに従属させる必要がある。この場合も、暴力による暴力の抑制、つまり戦争が必要だということになる。とすれば、国家の内的拡大と戦争による外的拡大は、あながち悪だと決めつけられはしないということになる。そのような生成発展が、例えばローマ帝国のような偉大な国家の形成に寄与し、それが強力な権力のもとに法秩序をつくりだして、平和をもたらすということも言えないからである。

かつての古代の諸国家は、それ以前の多くの部族国家を統合してきあがったものであり、今日の近代国家つまり国民国家も、それ以前の封建国家を統合してきたものである。そのように考えるなら、今日の近代国家をさらに統合して、もうひとつの大きな世界国家ができて不思議ではない。国民国家のあり方は、第二次大戦以後終息して、超近代国家が生成しつつあるとも考えられる。これがさらに発展して、いくつもの強大な世界国家にまで成長するというのも、ありうるであろう。

しかし、同時にまた、これらの強大な世界国家は、常に衰退し、滅亡してききた。ローマ帝国にしても、アラビア帝国にしても、モンゴル帝国にしても、すでに今はない。膨張というものにはいつも限界があつて、時代時代の制約によつて、或る段階まで膨張すると、例えば、国境防備の範囲があまりにも拡大してしまったために、今度は自滅を起こすということが、歴史上絶えずみられてきた。その限界がどこにあるかは、人間にはわからない。ともかく、人間のつくる国家は、自分自身の重みによつて自ら崩壊するまで膨張していこうとする傾向にある。この自己崩壊も一種の運命であつて、これを食い止めることはできない。そして、この巨大な国家の崩壊の跡を埋めるように、また他の国家が進出し、拡大してくるということの繰り返し、世界史の経験であつた。

戦争は、この勢力圏の変更の手段である。しかも、ひとつの国家がいつどのようにして衰退に向かうかということ、人間には予測できない。歴史は、いつも、人間が計算し、計画したこと以外の、予想外のことによつて変わるのである。歴史には、人間にははかりしれない深淵がある。いかに強大な国家でも、他国を併合して隆盛を極めたというまさにそのことによつて、その国は滅ぶことがある。また、大国と大国が互に戦争をし、鎬を削ることによつて、互に衰弱し、自滅するということもある。それは、ほとんど運命的なものであつて、一国家の力によつて左右することのできないものである。

もしも、一強国が膨張を繰り返して、他国を蹂躪することが悪だとするなら、それを裁きうるものは何か。それは、国家間の法でもなく、国家連合の力でもなく、倫理や宗教の力

でもなく、反戦論や平和論の叫びでもなく、歴史の運命のみがそれであろう。運命は、滅亡という名の裁きを与える。時という名の最高法廷こそ、国家と国家を最終的に超えるものである。

なるほど、ヘーゲルもまた、『法の哲学』三四一節以下において、このような歴史の審判として、国家を超える（世界史の法廷）というものを考えた。ヘーゲルによれば、世界史は、普遍的精神の展開であり、現実化であり、精神の自由の必然的發展である。単なる盲目的運命の抽象的で没理性的な必然性ではないと考えられる。かくて、世界精神の或る発展段階を担う民族が、その時栄光を得、そして、世界精神のより高い段階の登場とともに、その民族の歴史は衰微し、破滅すると言う。これが世界史の審判だと言う。

しかし、歴史というものは、必ずしも、ヘーゲルの言うように必然的に発展してきたわけではない。世界史の精神は、かえって、十九世紀以後今世紀の二度の大戦を経て、著しく頹落してきたとも考えることもできる。ここには、逆に、世界精神の没落がある。歴史は、むしろ、盲目の意志によって支配されているともみることができ。義しきものに義しき報いがあり、悪しきものに悪しき報いがあるとは限らない。ただ、それは、盲目的運命としてあるのみである。なるほど、マキアヴェリは、運命を打開する力というものを考えた。運命（フォルトウナ）と闘う力（ヴィルトウ）をもたねばならないと説いた。しかし、それでも、なお、歴史の運命はあらゆる人間の力を超えている。すべては、戦いによって生じ、戦いによって滅ぶ。

#### 平和主義には限界がある

確かに、純粹な信念からくる平和主義というものはある。「戦争が起きるのは各国が武力をもっているからであり、武力さえもたなければ戦争は起きない。少なくとも、我が国が武装していることは他国を刺激するから、武力はもつべきではない」というようなかつてあった非武装中立論などにも、一面、そのような信念からくるものがあつたかもしれない。しかし、このような空想的平和主義は、かえって好戦的な国家の食指を刺激し、他国の侵略を呼び込むことにさえなる。武装をしなければ、当然のことながら外国に侮られるのである。事実、第一次大戦後ヨーロッパに蔓延した平和主義なども、逆に、ナチス・ドイツの侵略膨張を許してしまった。空想的平和主義は、むしろ戦争を惹き起こし、自国を滅ぼしてしまう恐れがあるとみなければならぬ。

「世界平和は……、大多数の者が抱く私的な戦争放棄を含んでいる。だがそれと同時に、

戦争を放棄しない、他国の餌食になる用意も、そのなかにひそかに含まれている」

とシュペングラーが『運命・歴史・政治』断片一八八で語っているのも、その点を指摘していることであつた。

厳しい国際関係においては、単に一国が軍力をもたないというだけで、平和が訪れるとは考えられない。もつとも、一部には、軍力だけが防衛力ではなく、その他の政治力、外交力、経済力、文化交流などによる総合安全保障策の方がむしろ重要だという考えもある。しかし、優越する他国の軍力は、そのような非軍事的な力を一度に打ち砕くだけの機能をもっているのだから、軍力を抜きにした安全保障というものはありえないであらう。

全般に、どの平和主義も、第一次大戦や第二次大戦以後の厭戦気分はその根を下しているが、この厭戦気分からくる観念的平和論は、ただ戦争はいやだと言ひさえすれば、世界平和が達成され、反戦平和の声を高らかに叫べば、それだけで、あたかも自分は正義の徒になれるかのように錯覚するという点で、偽善だと言ひすべきであらう。それは、戦争が起きるのは自分の他に誰か悪者がいるからだと考えて、これを攻撃するための手段に、平和や正義を使う。しかし、戦争がいやだと叫ぶだけでは、平和は実現されないし、また、これを叫び他を告発し断罪するだけで、正義の徒になれるわけでも、善人になれるわけでもない。

この観念的平和主義は、戦争はいやだというただその点でのみ思考停止してしまい、あとを問おうとしない。それでもなお戦争が現にあり、なくならないというこの原因を考えようとしなないし、平和を維持し、安全を確保するための現実的努力をしようとしなない。すべての責任をただ他に転嫁して、こと足れりとしている。人間の性悪なる部分を除去しえず、かつ国家間にこれを抑制する十分な制度がない以上、現実には戦争はなくならないのだから、そのような悪なる部分を抑制する具体的努力を少しもしないで、すべての責任を放棄し、ただ戦争の悪のみを叫ぶだけなら、それは、人間の性悪なる部分を見落としているという点で、何よりも偽善だと言ひすべきである。

概して、反戦平和論は、何よりもただ生物学的な生命のみに価値をおく。しかし、人間は、およそ、自らの生命や財産の危険性を適度に知っているときの方が、より健全である。

ヘーゲルは、『法の哲学』三三四節で、持続的な風が海を腐敗させるように、持続的な平和は国民を腐敗させるであらうと言ひ、マイネッケでさえ、『近代史における国家理性の理念』の最後のところで、

「権力闘争の消滅とともに、諸国家の内的な活力や形成力、人間の英雄的精神や犠牲的精神もまた、消滅はしないであろうか」

と疑問を投げかけている。

いずれにしても、今日の平和主義によつては、国家間の戦争を抑止することはできないであろう。人間集団は、互に自己の勢力圏を拡大したいという権力欲をもっているから、戦争は避けることができない。恒久平和は、生身の人間には無理なのかもしれない。

#### 国際法には限界がある

国家間の戦争抑止は、平和への単なる叫びによつてではなく、もっと理性的なルールによつて達成される必要がある。いわゆる国際法は、そのようなルールのうちのひとつである。これまでに形成されてきた一般国際法は、主権平等や、内政不干涉や、国家領域の統治権や、外交特権や、条約の拘束力、侵略戦争の禁止などの基本原理を定めてきた。これらは、おそらく、人間が普遍的にもっている自然法から発展し、様々の国際的な紛糾を経験しながら、次第に慣習法として成立してきたものであろう。それは、国家間に平和と秩序をもたらすために、法的な面から工夫されてくりあげられてきた人類の知恵である。

しかし、この国際法は、国内法と違って、特殊な性格をもった法である。第一に、それは統一的な立法機関をもたない。第二に、それは単なる慣習法か条約としてしか存在しない。第三に、裁判機関がない。あつても、紛争当事国が合意しなければ、裁判を受けられない。第四に、法の執行機関つまり警察と軍隊がない。国連軍があつても、その権限は大きな限界がある。従つて、国際法は必ずしも守られるとは限らない。確かに、例えば一国が条約を自国の都合で破つても、それを罰するための普遍的な強制力は、国際間にはない。国際間に、強力な軍事力と警察力と司法権力によつて諸国家の権利を制限する強大な世界法廷が存在しない以上、条約はいつでも破られる可能性があると言わねばならない。国際法は、クモの巣のように、いつでも破ろうと思えば破ることができるものである。望むらくは、これを力によつて強化し、鋼鉄の鎖のようにしなければならぬが、今日それはまだできていない。だからなお、今日の国際法では、国家間の平和と秩序は十分には保障することができないのである。

さらに、国際法は、必ずしも実際の戦争をすべて禁止しているわけでもない。かつて戦時国際法があつたし、現在の国連憲章も、少なくとも自衛戦争と集団自衛権は認めているのである。国際法は、むしろ戦争のルールと、その限界を決めているにすぎないとみるべ

きである。しかも、このルールは、絶えず無視され破られ続けてきたのである。

実際、国際法の発展過程では、戦争はもともと実証主義の見解から適法とされ、正戦論的観点からも、適法な戦争というものが考えられていた。確かに、それは二度にわたるハーグ平和会議で制限され、ここで戦争のルールが明確に定められたが、しかし、もちろん、戦争がすべて違法とされたわけではない。なるほど、これはさらに第一次大戦の悲惨な経験から修正され、国際連盟規約および一九二八年の不戦条約によって、一切の戦争が禁止された。しかし、現実には、連盟の弱体化と、不戦条約の解釈をめぐって各国の考えが違ってきたために、これは戦争を食い止めることはできなかった。そして、自衛戦争という名において、それまでと変わらない戦争、例えば一九三一年の満州事変、一九三五年のイタリアのエチオピア攻撃、一九三六年のドイツのラインラント進駐、および一九三九年のソ連のフィンランド武力行使などが続発し、その結果、第二次大戦を招いたのである。

不戦条約は、国際紛争解決のための戦争を禁止し、国家の政策の手段としての戦争を禁止したが、これには、違反した場合の制裁規定がなかったから、自衛戦争は認められているという各国の解釈によって、結局、それは有名無実とされていく運命を辿ったのである。ひとつの紛争が自衛戦争であるかどうかの規定は、各国の独自の判断に委ねられていたし、しかも、元来自衛と侵略の区別はつきにくく、つまるどころ戦争そのものを禁じたことにはならなかったのである。不戦条約は、紛争解決のための別の手段と制度をつくらないうままに戦争を禁じたのだから、無理があったと言わなければならない。国際法は、本来、それだけでは戦争そのものを禁止することはできない。もしも、それでもなお禁じた場合には、その法そのものが事実によって無視され、復讐されるだけである。戦争は結局なくなりはないのである。

もともと、国家間に働くものは、究極的には力の論理であるから、国際法という理性的方は、絶えず無視される運命にある。条約は絶えず無視され、骨抜きにされていく。むしろ、国家の正・不正は、国家と国家の力関係によって決められるのである。

第二次大戦、および第二次大戦以後は、国際法は、かえって諸国家の力の対決の前に著しく後退した。例えば、アメリカの日本に対する原爆投下、および空襲による都市破壊は、無差別に非戦闘員を殺戮するものであって、戦時国際法を踏みにじるものであった。また、ソ連の日ソ中立条約を破つての対日参戦も条約違反であったし、戦争終結後の日本人捕虜の連行および強制労働も、戦時国際法に定める捕虜虐待に当たる。しかし、これらはいかに裁かれることはなかった。いわば、勝てば官軍なのである。特に第二次大戦後は、核戦

略の展開とともに、戦時国際法はほとんど無意味になってしまった。第一次大戦の悲惨な経験は、何ら恒久的平和への礎にはならなかったのである。

なかでも、第二次大戦後の共産主義国の進出は、国際法の後退を加速した。共産主義国は、近代国際法を、むしろヨーロッパ資本主義の権益確保として非難する。もともと、マルクス・レーニン主義の思想は、力による闘争のみを信奉する考えであったから、たとえ国際法というものが世界の普遍的正義としてあったとしても、それは今日世界を支配している資本主義の利益をはかるものにはすぎないとみて、逆にこれを破って徹底的に闘争することが自分たちの正義だと考える。そのために、国際法は絶えず破られる。このような共産主義国の主張も、遅れて国際社会に登場してきた者のいわば自己主張であり、国際法の無視もその一環である。かくて、国際法は、いつも泥縄式に事実の後追いになる。いろいろ口実を設けてこれを守らない者があとを絶たないから、以前につくられた国際法が、絶えず効力を失っていくようになるからである。

なるほど、何人も疑いえない正義が、一種の自然法として、国際間には存在するではあろう。例えば、パール判事が東京裁判で主張したように、戦争犯罪の裁判においては戦勝国も戦敗国も共に裁かれねばならないというような公正の正義というものがある。しかし、力の強い者が正義を独占するようなどころでは、このような公正の正義は実行されない。公正の正義を守るだけの、それ以上の権力が、国際間には存在しないからである。国家と国家にあつては、結局、強い者が勝ち、弱い者がそれに隷属することになる。国際法が蹂躪されても、蹂躪されてしまえばそれまでであつて、何らこれに対して制裁を加えるだけの公正な力はない。

国際法は、むしろ力の強い大国の利益追求に利用されてきた。

もともと、近代国際法は、ヨーロッパの植民地支配の合理化という意味を含んでいた。ヨーロッパは、中世以来、キリスト教を中心としたひとつの世界であつたから、ヨーロッパ社会は、近代のヨーロッパ諸国が生まれる前から存在していたと言える。近代国際法が、このような国家と国家を超える共通地盤をもつたヨーロッパ社会に生まれたのも不思議ではない。だからこそ、また、近代国際法は、ヨーロッパの世界進出とともに、ヨーロッパ諸国の権益確保と密接な関係をもつて働いたのである。

非ヨーロッパ諸国も、ヨーロッパ世界の拡散とともに、この国際法を受け入れざるをえなかった。しかし、それは、しばしば非ヨーロッパ諸国の国益とは反する場合があつた。非ヨーロッパ諸国の国際法無視は、そういう矛盾、苦悩を含んでいる。それは、多くの場

合、ヨーロッパ諸国への反抗の表現でもあったのである。実際、国際法は、強国の利益確保の道具でもあった。国際法は、強国が他を攻撃し、征服し、支配するための理由とされたのである。

例えば、イギリスとフランスは、中国進出の折、一八五六年のアロー号事件において、中国官憲によってイギリス国旗が引き下され、中国人乗組員が犯罪容疑で逮捕されたこと、および、同じ年にフランス人宣教師が中国人に惨殺されたことを、条約侵犯つまり国際法違反に問い、軍事行動の理由とした。さらに、それによって天津条約や北京条約が結ばれると、これをまた次の進出の足場としていった。このようにして、中国は、かなりの部分を列強の植民地支配に委ねなければならなかったのである。ここでは、プラトンの『国家』で登場してくる「正義は強者の利益にすぎない」というトラシマコス流の考えがむしろ成り立つ。

確かに、国際法は、多くの国際紛糾の経験から、世界平和の法として次第に生成発展してきたものである。しかし、これは、その背後にこれを維持する公平で強力な権力をもつてはいないから、絶えず破られ、そのため国家間の戦争状態は継続することになる。国際法は、なお諸国家にとっては当為にととまると言わねばならない。ヘーゲルも、『法の哲学』三三〇節において、国際公法は、独立した諸国家の各自異なった主権的意志に基づいているから、それは、どこまでも当為の形式をとると言っている。国際関係においては、事実上、主権をもった国家の力が国際法に優越しているから、国際法の正義は脆弱になる。だから、国際法がたとえ戦争を禁止しても、戦争はなくなるであろう。オルテガの言うように、歴史的現実とは、時々根本的に変化するので、不可避免的に法の安定性と衝突する。権力配分を規制する正義の方は、なお貧困であるともみるべきであろう。その点では、国際法の効力を実態以上に評価しがちな国際法学者の考えには、限界があると言える。

#### 国際連合は無力である

他方、国際連合は、確かに、世界に平和と秩序をもたらすための人類の大きな努力によってできあがったものであった。第一次大戦後設立された国際連盟は、近代戦争の悲惨な経験を踏まえて、国際紛争の平和的解決を約し、さらにこれを補う形で、不戦条約において国際紛争解決の手段としての戦争を禁止した。しかし、これは多くの不備を抱えたものであったから、実際には戦争を抑止することはできず、第二次大戦を招いてしまった。このことを反省して、国際連合は、今度は国連憲章において、抜け道のないように、一切の

武力行使を禁止するという表現によって戦争抑止を強化した。

しかし、実際にはこれも戦争抑止力にはなりえず、朝鮮戦争やベトナム戦争や中東戦争、チエコ事件やハンガリー事件、ソ連のアフガニスタン進攻などを招いてしまった。国連憲章下においても、諸国家の勢力圏争いは続いたことになる。しかも、国連憲章が一切の武力行使を伴う戦争を禁止したために、かえって第二次大戦後の戦争の形態は、姑息な手段を使うものになってしまった。例えば、内戦を利用して民族解放戦線をつくり、これに大量の武器援助を行ない、実質上自国の勢力圏を拡張するというような代理戦争の形態なども、そのうちのひとつである。また、平和運動を戦争に利用するという平和戦略なども、その例にあげることができよう。かくて、各国は平和愛好国という表向きの顔をしなから、裏では戦争を行ない、権益を拡張するという偽善がはびこることになった。ここではもはや、堂々とした宣戦布告などは行われず、平和と戦争の区別がつかなくなり、戦争は絶えず泥沼化する。一九世紀のような政治の延長としての秩序ある明確な戦争が表向き禁止されたために、逆に戦争は無秩序になり、いわば闇にもぐったのである。テロもそのひとつである。紛争解決のための別の別の手段を講ずることなくして戦争を禁止すれば、戦争は闇で行わざるをえないのである。

さらに、国連憲章は、一切の武力行使を禁止したにもかかわらず、一国の正当防衛的自衛権および集団自衛権を認めているから、やはりなお、戦争はこの自衛権の名において行われうる。かくて、戦争を抑止することは、結局できないということになる。特に国連憲章が集団自衛権を認めたことは、むしろ自らの無力を表明しているとも考えられる。つまり、現実の平和は、この集団安全保障体制の力のバランスによって事実上保たれ、国連の介入する余地はなくなる。また、このバランスが崩れたときには事実上戦争が起き、安全保障理事会においてこれを非難しても、大国が拒否権を発動すれば、何ら効力を発しないことになってしまう。それどころか逆に、国連憲章は、不法な暴力の合法的根拠を用意していると言え言うことができる。

もともと、国連は、第二次大戦後の連合国の勢力圏の現状維持機関であった。五常任理事国が拒否権をもち、軍事的制裁においても、その同意が必要なのはそのためである。さらに、いわゆる旧敵国条約が国連憲章に存在し、ドイツおよび日本の侵略再現防止のためには、連合国は、国連と関係なしに、条約を結んでこれを押さえることができるとしているのも、このことを表わしている。これは、本来の国連の理念からすれば不公平であり、世界平和には何ら利さないことであるが、しかし、元来「平和」とは、勝者が自己の利益



のために敗者に対して押しつける正義にすぎないとすれば、何ら不思議ではない。結局、国際連合も、国際連盟同様、大国のエゴイズムによって左右されることになった。そして、その大同志が反目し合った場合には、国連は、もはやその平和維持機能を停止してしまふ。

もとより、国連の創設そのものが、アメリカと旧ソ連の駆け引きによって成立したものであり、これを通して、アメリカと旧ソ連は、世界征服或いは世界分割をしようという意図をもっていた。従って、大国が戦争を欲しないとき、或いは別のしかたでの戦争を目指すべき、国連は、その均衡状態の単なる表現としてあるにすぎなくなる。だから、この均衡状態が崩れ、連合国が何らかの形で勢力圏争いをし出せば、国連は、もはや何ら実質的意味をもたない見かけだけのものとなる。

当然、このような国連のあり方に対しては、異議を申し立てる国家が出てくるのであって、第三世界の諸国家の加入は、このような不満を増大させた。かくて、今日の国連は、大国や小国が入り乱れて様々の意見を言い合うために、重要な事項に関しては、一向に意思決定できない体制となつてしまった。たとえ意思決定ができたとしても、国連は、それを執行する安全保障上の力をもっていない。その点では、国際連合は、国際連盟と同様の弱さをもっているのみならぬ。国際連盟規約や不戦条約が、第一次大戦後の勢力の均衡と現状維持を目指すものにすぎなかったために、あとから割り込もうとした日本やドイツにとっては、当然これを抵触することなくして、英米と同等の力をもつことはできず、大きな不満を残していた。そのために、結局、国際連盟そのものが機能しなくなり、不戦条約そのものが効力を失い、第二次大戦に突入してしまつたのである。

なるほど、国際連合は、この国際連盟の失敗を反省し、その平和維持機能を強化するために国連軍を創設した。これは、暴力は暴力によってしか抑制されえない。つまり、戦争は戦争によって防止する以外にないという考えからであつて、確かに正しい考えである。しかし、この国連軍は、安全保障理事会の要請によってのみ派遣されるにすぎず、しかも、この安全保障理事会が、大国の拒否権発動によつて十分機能しなくなれば、国連軍も、おのずからその平和維持機能を制限される。さらに、国連軍への参加は加盟国の自由意思であつて、しかも、その武力行使は、主権をもつた各加盟国に代わつてなされるにすぎず、それ自身は主権をもつてはいない。従つて、国連軍の機能をますます制限されざるをえない。

本来、国連がどこまでも各国の絶対主権を前提した上で運営されている以上、戦争の抑

止は不可能である。各国から主権を取り上げるか、或いはそれを大幅に制限しないかぎり、国連は戦争の抑止力にはならない。しかも、たとえ国家主権を制限したとしても、その分増大した国連の権力をめぐって、また大国の権力闘争が増幅されるのである。

国連は、結局、大国がその法を自国に都合のよいように解釈し強弁する場となり、これによって自己を正当化するための大国の道具にすぎなくなる。例えば、旧ソ連は、自分に都合の悪いときは国連で拒否権を使い、都合のいいときは国連憲章を楯にとり、国連を自国の利益追求に利用してきた。そして、その後では、強大な武力を貯め込んで、これを背景にして、平和的・軍事的手段を合法的に使い分けながら勢力拡張をはかっていった。そのうえ、自国内における全体主義的な人権抑圧に対しては、口をつぐんできた。これでは、国連憲章の高邁な理想も無意味と化してしまう。ヤスバースも、『現代の政治意識』第二部第二章で、国連の法廷が、自由主義国を弱体化するための全体主義国の手段として利用され、かつ全体主義の進出に対して何もしないでおくための自由主義国の口実として利用されるといふ意味のことを言っている。

結局、世界に恒久平和を実現するためには、国家間に強力な軍事力と警察力をもった権力を確立し、それによって法秩序を守るのでなければならぬが、国連は、この安全保障上の絶対権限をもたない。かくて、なお国際関係は無政府状態にとどまるがゆえに、紛争は絶えず、戦争も絶えることがない。

確かに、世界政府をつくって、その権限を強化すれば、地球上の戦争をなくすことができよう。しかし、そのためには、何よりも各国家の主権、特に軍事力や警察力を制限しなければならぬし、また、このことに全国家が合意しなければならない。しかし、これは並大抵のことではない。

#### 倫理と宗教によっては規制できない

なるほど、カントは、倫理的な立場から、完全に道徳律によって規制された世界を構想し、その『永遠平和の為に』の中で、一切の戦争の防止のために、今日でいう国際連合の設立を提唱した。確かに、このような倫理的立場は、崇高な理想であって、国家間においてもどこまでも守られねばならない。しかし、このような倫理による戦争の規制は、その後、それを可能にする力をもっていないから、少なくとも国家の立場からは、どこまでも当為にのみとどまる。しかも、国家は、利益を追求してどこまでも現実的に活動するから、必ずしもこの当為を守るとは限らない。

もちろん、相互依存度の緊密になった今日の国際社会には、多くの外交や通商や文化交流、或いは摩擦や紛争や闘争の経験を通して、一種の自然法に近い慣習（ノモス）があがっている。従って、そこには、すでに最低限度の倫理は存在していると言わねばならない。例えば、商取引における契約の遵守義務や条約の遵守義務、また戦時における民間人の保護や人道的配慮など、中にはすでに成文の法になっているような法的倫理も存在する。しかし、このような倫理は、国家と国家の限界状況においては、いつでも捨て去られる可能性がある。そして、捨て去られてしまえば、それ以上どうすることもできない。国家は、対外的には、その内奥において非倫理性をもっているとみるべきであろう。むろん、この非倫理性を積極的教義とはできないが、国家は、最終的には国益を原理としているから、この倫理を敢えて守らない場合もあるということも、十分覚悟しておかねばならない。確かに、国益の無限追求は、国家を越える法と倫理によつて、どこまでも抑制されねばならない。しかし、これらの国家を越える普遍的なものは、いつでも無視される運命にあるというのも、また人類の歴史の経験であった。国家と国家の関係は原理的にはまだ自然状態なのであって、それは、国家と国家の極限状況では、いつでも目に見える形で現われてくる。

だとすると、このような国際関係のなかで、一国が生存していくためには、為政者は、どこまでも国家の自由と独立を求めて、マキアヴェリの言うように狐のような狡さとライオンのような勇猛さをもって、国際社会のジャングルを切り抜けていく以外にないであろう。この場合は、当然国際間の倫理は守られないこともあるし、また必ずしも守る必要はないというのが、マキアヴェリの現実主義的な考えであった。各国はその利害によつてのみ動くから、事態が変われば同盟関係は根本的に転換する。そこには、永続する友情とか信義というものはない。いつでも、昨日の友は今日の敵になりうるのである。少なくとも、国際社会にあつては、いつまでも信義が守られると楽観していることはできない。もしも、いつまでも守られると信じているような政治指導者がいたとすれば、それはお人好しというものである。

その意味では、例えば第二次大戦末期に、ソ連が、日ソ中立条約を破つて日本に宣戦布告し、侵入してきたのも、必ずしも不正とは言えない。なるほど、それは倫理的には不正である。しかし、これを不正として強く強力な権限がない以上、条約はいつでも廃棄されうるとみておかねばならない。よく言われるように、条約は破られるためである。国際関係とはそういうものであり、情勢が変われば、いつでも契約は破棄されうるのである。そ

れどころか、条約は、ときには相手国を油断させるために結ばれたりもする。それゆえにこそ、条約は自国に不利になつたら無視してもよいというマキアヴェリの考えが出てくるのである。国際正義は、他国を批判するときのみ使い、自国に不利なときは沈黙すればよいことになる。少なくとも、国際社会の現実においては、そのようなことがしばしば事実として行われるのであつて、やはりなお、ここでは、国際間の倫理は不確かだと言ふべきであろう。だからこそまた、国家と国家は疑心暗鬼になり、国家間の倫理はますますあやふやなものになるのである。

このような苛酷な世界が現出するのは、それが、おそらく人間の性悪に根差しているからなのであろう。そして、この性悪性から国家間の戦争も生じてくるとすれば、この戦争を倫理によつて規制しようとする試みは、力を背景にしない以上、おそらく十分には成功しないであろう。むしろ、それでもなお、国際間には普遍的倫理がなければならぬといふのも事実である。ただ、国家と国家の間は、倫理と非倫理との相克の場なのである。

国家間に法の倫理や信義があるにもかかわらず、それでなお機略や謀略つまり権謀術数が国内以上にもあそばされるのは、国家間に一国ほど強力な安全保障のための力と法の組織がなく、国が生きのびていく上での信頼できる秩序維持の機構がないからである。そのため、国家は、あらゆる手段を使って自己保存をはかつていく以外に道はないということになる。国際社会には、確かに普遍的正義は存在するが、この普遍的正義は権力によつて守られていないから、その力は弱く、むしろ正義は国家の数だけ存在することになる。だからなお、国家間の戦争は抑止しえないのである。

なるほど、国家間の戦争を抑制するものとして、国際的な強力な権力機構ではなく、その代わり、宗教が強力な規制力として働くことがある。例えば、ヨーロッパ中世のキリスト教の支配は、これが自然法を基礎づけてもいたから、当時の中世諸国家の争いを相当強力で規制していた。騎士道精神などにも現われているように、ここでは、宗教の力によつて、国家は倫理的にも規制されていたのである。国際法の発生の萌芽が、このヨーロッパ中世世界のキリスト教に求められるのは、そのためである。少なくとも、これがなかったら、グロテュウスの《戦争と平和の法》という考えも生まれてはこなかったであろう。

しかし、ヨーロッパでも、この宗教の力は、あの過酷を極めた宗教戦争を通して次第に弱まってきた。それに応じて国家の力は強力になり、国家は次第に世俗化していった。マキアヴェリが復権してきたのも、このような背景においてである。もともと、まだヨーロッパ諸国のみで国家間の争いが演じられている間は、宗教に淵源をもつ国家間の法によつ

て、ヨーロッパは均衡と安定を保ちえた。しかし、ヨーロッパ諸国が非ヨーロッパに拡散し、帝国主義的競争を行ない、その渦中に非ヨーロッパ諸国や共産主義諸国まで編入されてくると、もはや宗教の力は無力化されてしまった。なるほど、今日でも、宗教的な立場から、国家間の競争を抑止するという理想を掲げることは重要ではあるが、おそらくは十分な力とはなりえないであろう。確かに、普遍的な倫理や宗教によって国家を規制しなければならぬと言ふことは、少なくとも言うことに限っては価値あることであり、十分意味のあることである。しかし、それでもなお、国家の非理性的部分は、この枠にははまりきれない非倫理性を、事実においてもっていると言わねばならない。

#### 力の均衡はいつでも崩れる

国家間の競争を抑止して、世界に平和と安定をもたらすためには、わずかに各国の力の均衡をはかつて、少なくとも全面的武力衝突だけは回避しようとする現実的な努力以外にないであろう。国家間の競争状態は、本質的にはいついかなる場合にも継続しているのだから、私達にできることは、わずかに、あたかも戦争のないかのような状態を、力のバランスによって人工的につくって、それをできるだけ維持する以外にないであろう。例えば、実際、ヨーロッパの一八七一年から一九一四年の第一次大戦勃発までの間は、強国の力のバランスがとれて、比較的平和が維持された状態だったと言えよう。確かに、この間に各国の軍備増強が行われたが、その均衡状態によって逆に平和は維持されたのである。第一次大戦後のいわゆるヴェルサイユ体制も、敗戦国ドイツの過度な犠牲によるものではあったが、比較的バランスのとれた状態であって、武力衝突は局地的なものにとどまり、最初のうちは全面対決には至らなかった。

しかし、この力の均衡は、いつでも崩れる可能性をもっている。第一、何をもって、どの程度をもってバランスと考えるかということが、各国の判断によって違いがあるために、一律には決定できず、そこにはいつも、各国の相互不信の生じる余地が残っているからである。従って、この力の均衡状態は、戦争の停止を意味しはしない。クラウゼヴィッツが、『戦争論』第一篇第一章で言っているように、彼我双方の間の均衡状態は、結局、その一方がより有利な時機を待ち受けているという状態を意味するにすぎない。だから、この点から言えば、いつでも全面戦争が起きる可能性があると言える。現に、第一次大戦や第二次大戦は、そのようにして起きたのである。そのように考えることができるのであれば、力の均衡による平和の状態は、むしろ戦争と競争の間に存在する単なる休戦期間、或いは戦

争の猶予期間とみるべきであろう。

その意味では、世界平和とは、各国の、特に大国の利害の均衡状態にすぎず、もしもこの大国間の利害の均衡が崩れたり、また、大国によって押さえられていた小国が、自らの権利を主張し、大国に叛旗を翻せば、すぐさま戦闘状態に突入することになる。もともと、今日の世界は、各国の相互依存度が高まり、戦争の起こせるような状態ではないかもしれない。そして、各国の利害得失の計算が、戦争をしないでおくことを有利と判断し、その結果、世界平和という正義が結果的に守られるということもあるにはある。しかし、この利害得失の対立がまた戦争を呼び起こすのでもあって、必ずしも、損得勘定だけで平和が維持されるとは言いきれない。利害関係は絶えず齟齬をきたし、各国は憎み合い排斥し合うことになる。

もともと、勢力均衡（バランス・オブ・パワー）という概念は、十八・十九世紀のヨーロッパ近代において、ヨーロッパ各国が覇を争って鎬を削っていたころ、平和を維持する方策として生み出されてきた考えであって、それは、ヨーロッパという宗教的にも文化的にも政治的にも同質の場所においてのみ可能な考えなのである。その観点から言えば、バランス・オブ・パワーという考えは、その中に、すでに、共通のフィールド或いはコートを前提していると言える。ところがここへ、例えば、ヨーロッパ列強の世界進出に対抗するという形で、非ヨーロッパ諸国の権利主張が入ってくれば、この考えは、次第にその有効性を発揮できなくなる。これら非ヨーロッパ諸国は、窮鼠猫をも噛むと言われるように、力のバランスも自らの無力も顧みずに、自らの独立と自由のために、計算を無視してヨーロッパ列強に対抗しようとする。かくて、これが、ヨーロッパ列強の力の均衡状態に影響を及ぼし、絶えずその攪乱要因になる。こうして、バランス・オブ・パワーは崩れるとともに、回復が困難になる。第二次大戦の勃発は、おそらく第一次大戦とは違って、そういう点にも、その主な原因をもっていたと言えるであろう。

さらに、第二次大戦以後のいわゆるアメリカと旧ソ連の冷戦構造においても、両者の考え方の違いから、この考えは、十分その機能を果たさなかった。というのは、旧ソ連を中心とする共産主義国は、もともと、世界中を共産化して世界革命を為し遂げるまでは、資本主義国との戦いをどこまでも継続するという常時戦時体制をとっていたから、これは、本来節度と調和を求めるバランス・オブ・パワーの考えにはふさわしくない。伝統的なヨーロッパ思想には反するそのような無限膨張という旧ソ連の異常な思想と、なおまたこの伝統的な思想に則ろうとしていたアメリカの勢力均衡理論とは、もともと根本的に異質なもの

であって、その間に共通の場を見出すことはできない。そのため、力のバランスを常に考えて行動しようとする側は、常に後退することになる。現に、アメリカは、第二次大戦以後、東欧の共産化を許し、中国の共産化を許し、北朝鮮の存在を許し、ベトナム戦争で後退し、中東やアフリカや中南米でも後退してきた。要するに、バランスを考える者とバランスを考えない者とのバランスはとれないのである。かくて、ここでも、力の均衡という考えは、戦争抑止のための有効な手段たりえないことになる。それにもかかわらず旧ソ連が崩壊したのは、実力以上に戦線が拡大しすぎたことによる。

さらに、また、第二次大戦以後の世界の力関係を根本的に規定したものは、核兵器の存在であった。第二次大戦以後、少なくとも世界大戦と言えるような各国を巻き込んだ全面戦争が回避されたのは、旧ソ連に対するアメリカの核の優位があった。例えば、キューバ危機が米ソの全面対決に至らなかったのは、その背景にアメリカの核の優位があったからである。とすれば、核の一方的優位或いは均衡は、逆に、世界戦争を抑止する有効な力となりうるかもしれないということになる。(恐怖の均衡)による平和維持という考えである。今のところ、この(恐怖の均衡)こそ、国連や反戦平和論や宗教や倫理よりも、世界平和に役立つかもしれない。しかし、第二次大戦以後は、また、この核の均衡を一旦棚上げにした上で、つまり全面核戦争には至らないということを前提した上で、多くの通常兵器による局地戦や不正規軍によるゲリラ戦が戦われた時代でもあった。限定戦争という形での新しい形態の戦争が、あの国連憲章の一切の武力行使禁止条項に反して編み出されたのである。テロ戦争もその延長上にある。

そのように考えるなら、なお力の均衡という考えによっても、さらに核の均衡という考えによっても、戦争は抑止しえないことなる。その点から言えば、武力の保持を単に戦争の抑止力としてのみ位置づける考えには、限界があると言わねばならない。それは、単純な平和論に対する有効な説得術にはなりえても、現実に対する効力は完全にはもたえない。戦争はいつでも起きうることを覚悟しておかねばならないのである。

#### 世界国家は程遠い

このような国家間の戦争を根本的に克服し、世界に平和をもたらすには、絶対的な権力を国際間に確立し、それを背景として、強力な法秩序をつくりだす以外にないであろう。そのようにして、もしも無秩序な世界が統一され、ひとつの強大な世界国家ができて、その強力な権力のもとに、すべてが統制されたなら、そこでは、これまでの国家間の戦争は、

一種の私闘として、この世界権力によって規制されるであろう。事実、過去の歴史においても、例えば地中海世界を統一したローマは、その強力な軍事力と政治力、および、支配権の拡大とともに発展したローマ法によって、いわゆるパックス・ローマをもたらした。ちようどそれと同じように、今日の世界も、一大強国の軍事力と政治力のマキアヴェリズムの力の行使によって統合されたなら、確かに実質的な世界平和が達成され、安定した世界秩序がもたらされることになろう。

世界平和は、ひとつの暴力をより強い暴力によって抑制することなくして達成されえない。これを見落とした単なる平和主義は無力である。人間存在から暴力を排除することはできない。

また、例えば、プロシアによるドイツの統一が、強権によって他の領邦国家の権力を規制するとともに、同時にまた、別の形での領邦国家群の競争の場を提供することによって可能であったように、国家間に戦争をなくすには、国家以上の権力によって諸国家の権力を制限するとともに、また一方では、戦争とは別のルールを敷いて、各地方国家の争いが可能であるような別の場を設定しなければならないであろう。戦争に代わりうる合理的な紛争解決の制度をつくらずして、ただ戦争の悪を糾弾し、これを禁止しても戦争はなくなる。人間の性は悪であり、絶えず闘争を繰り返す本能のうちに、人間は生きているからである。

さらに、世界を統一して世界に平和をもたらすには、これに加えて、国民国家の枠を超えるような普遍的なイデオロギーをもつくりだすことが必要であろう。しかし、国民国家のイデオロギー、つまりナショナリズムは、そうたやすくそれらのイデオロギーによっては克服されえない。従って、このナショナリズムを克服しつつ、同時に、それをひとつの愛郷精神（ローカル・パトリオティズム）として生かすような普遍的で強力なイデオロギーをもつことが、世界国家の権力には必要とされる。いわば世界的な（廃藩置県）のイデオロギーが、要請されるのである。このときはじめて、一国民国家の主権は、その自主性を保持しつつ制限され、普遍的世界国家の中に帰属することも可能となる。いずれにしても、世界国家のもとでは、ナショナリズムとインターナショナリズム、或いはコスモポリタニズムの調和が必要だということになる。

しかし、このような世界国家の確立は、並大抵のことではできない。たとえ仮に、世界統一ができたとしても、これができるまでは、長い間、これまで以上の多くの戦争を覚悟しなければならぬであろう。この世界国家の形成は、大きな努力と犠牲を必要とするも



のである。

かくて、国家と国家の闘争はなくならない。確かに、それを抑止するために人類は様々な工夫をしてきたが、今日まだ、これを抑止するための完全なシステムはできていない。国家間の戦争を抑止するには、その上に強力な法と力を確立する必要があるが、いかなる工夫によっても、人類はまだこれを確立しえていないからである。従って、人類はなお、闘争を繰り返していく以外に生きる方法はないことになる。闘争はなお世界の原理である。この現実について目も伏せているような国家があるとすれば、それは、より闘争的な他国によって容易に滅ぼされるということにもなる。それゆえ、今のところはなお、一国は、いつでも戦争の起きうる覚悟をしながら、この厳しい国際社会を生きのびていく以外に道はないであろう。